

平成 25 年 7 月 26 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号  
株式会社 仙 台 銀 行

NISA(少額投資非課税制度)口座の開設申込受付開始  
および「NISA 口座開設キャンペーン」の実施について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、平成 25 年 7 月 29 日（月）より NISA（少額投資非課税制度）口座の開設申込受付を開始いたします。  
あわせて、「NISA 口座開設キャンペーン」を実施しますのでお知らせいたします。

記

1. NISA 口座開設について

(1) お申込方法

当行本支店に申込書類を準備しておりますので、窓口にご来店ください。

(2) 必要書類

平成 25 年 1 月 1 日時点の住所が確認できる「住民票の写し」等をご準備ください。  
なお、現住所が平成 25 年 1 月 1 日時点と異なる場合、必要書類が異なります。詳細につきましては、最寄の窓口にてご確認ください。

※下記キャンペーン期間中はご希望するお客さまに対し、住民票の写しの無料取得代行もご用意しております。

(3) 受付開始日

平成 25 年 7 月 29 日（月）

2. NISA 口座開設キャンペーンについて

(1) キャンペーン内容

キャンペーン期間中に口座開設をお申込みいただいたお客さまに、特典として「住民票の無料取得代行」または「QUO カード 500 円分プレゼント」をいたします。

(2) 実施期間

平成 25 年 7 月 29 日（月）～平成 25 年 12 月 30 日（月）

詳細につきましては、別添パンフレットをご覧ください。

<投資信託のご注意事項>

【全般的事項】

- 投資信託は預金商品ではなく、当行は元本・分配金を保証しておりません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入者に帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社（運用会社）が行い、信託財産は受託銀行で分別管理されます。
- 投資信託のお取引に関して、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

【投資信託のリスク】

- 投資信託の主なリスクには、金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク・株価変動リスク等があります。また、一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。詳細は当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。

【投資信託に関する費用】

- 投資信託には、購入・募集または換金時などに手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。なお、信託報酬などの諸費用は、信託財産から支払われます。
- 投資信託に関する費用等は次のとおりとなります。
  - <お申込手数料> 基準価額に対して最大 3.15%（税込）
  - <信託報酬> 純資産総額に対して最大年率 2.10%（税込）
  - <信託財産留保額> 基準価額に対して最大 0.50%
  - <その他費用等> 監査費用・組入有価証券の売買の際に発生する手数料等がございます。なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細は当該ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）をよくお読みください。
- 投資信託の購入を検討する際は、必ず最新の契約締結前交付書面（投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面（投資信託））をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面は、当行の本支店の店頭にご用意しております。（東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。）
- 投資信託の普通分配金と売買益については、復興特別所得税を付加した 10.147%（平成 26 年 1 月からは 20.315%）の税金が差し引かれます。

株式会社 仙台銀行

登録金融機関 東北財務局長（登金）第 16 号

加入協会：日本証券業協会

本件に関する問合せ先

推進部窓販営業課 うちやま きむら 内山・木村

電話 022-225-8955

# ニーサ NISA (少額投資非課税制度) 口座の開設は仙台銀行で 口座開設キャンペーン

**取扱期間** 平成25年7月29日(月)～平成25年12月30日(月)

通常の場合：住民票の写しと取得に伴う手数料(300～400円)  
が必要となります。

## 仙台銀行でお申込の場合・・・

※ お手続き方法は裏面をご覧ください。

「NISA口座開設届出書」+「住民票の取得にかかる委任状」の**記入だけでOK!!**

## 仙台銀行がお客さまに代わり 住民票を無料で取得いたします。

●取得した住民票はNISA口座の開設手続きにのみ使用いたします。万が一当行でNISA口座が開設できない場合でも代行取得した住民票等はお返しできませんので、ご了承ください。●住民票の取得は当行が業務委託した株式会社アプレックスが行います。●一部地域におきましては、委任状をご提出いただいた場合でも、役所により住民票の提出を拒まれる場合があります。その際にはお客さまに住民票をご用意いただく必要があります。●平成25年1月1日以降に異なる市区町村間で転居された方は、住民票の「除票」を取得させていただきます。その際には、運転免許証等の本人確認書類が必要となります。

## お客さまご自身で住民票を取得される場合は QUOカード500円をプレゼント

※当行の住民票取得代行サービスをご選択された場合は、プレゼントは対象外となります。

●他金融機関でのお申込やキャンセルなどにより当行で口座開設できなかった場合は対象外となります。  
●発送は、税務署での口座開設の確認後となります。(平成25年12月以降を予定)

★上記キャンペーンの内容は予告なく変更、継続、取扱いを中止することがありますので、予めご了承ください。

お問い合わせは仙台銀行の窓口またはフリーダイヤルへ

仙台銀行  
ハロー資産プラザ



ハロー資産 サンキュー  
**0120-8643-39**

お問合せ時間／午前9時～午後6時(土・日・祝日を除きます)  
仙台銀行ホームページ／<http://www.sendaibank.co.jp>

商号等：株式会社仙台銀行 登録金融機関：東北財務局長(登金)第16号 加入協会：日本証券業協会



## お申込手続きについて

### ▶ 当行の住民票取得代行サービスをご選択された場合



#### 口座開設申込

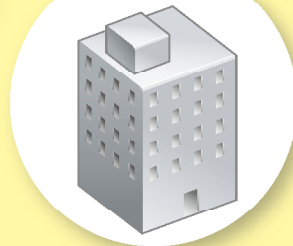
「非課税適用確認書交付申請書  
兼非課税口座開設届出書」

+

「委任状」(※当行窓口にて準備しております)

**お近くの当行店舗にご提出**

仙台銀行



### ▶ お客さまご自身で住民票を取得する場合



#### 口座開設申込

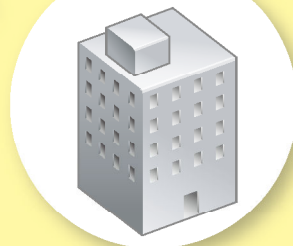
「非課税適用確認書交付申請書  
兼非課税口座開設届出書」

+

「住民票」

**お近くの当行店舗にご提出**

仙台銀行



### ● 口座開設にあたってご確認いただきたいこと

- ① 株式投資信託・上場株式の譲渡所得・配当所得が非課税。(当行では株式投資信託が対象となります)
- ② 複数の金融機関でNISA口座を開設することができません。(1人1口座(1金融機関)のみの開設)
- ③ NISA口座内で1度売却すると、その売却分の非課税投資枠の再利用はできません。
- ④ NISA口座での損失は税務上ないものとされ、他の所得との損益通算ができません。
- ⑤ 1年間の投資額は100万円が上限であり、投資額が100万円に満たない場合、残りの非課税枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ⑥ 投資信託における分配金のうち特別分配金(元本の取り崩し)はそもそも課税の対象ではなく、NISA口座のメリットを受けられません。

### <投資信託のご注意事項>

#### 【全般的事項】

- 投資信託は預金商品ではなく、当行は元本・分配金を保証しておりません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入者に帰属します。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社(運用会社)が行い、信託財産は受託銀行で分別管理されます。
- 投資信託のお取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

#### 【投資信託のリスク】

- 投資信託の主なリスクには、金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク・株価変動リスク等があります。また、一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。詳細は当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

#### 【投資信託に関する費用】

- 投資信託には、購入・募集または換金時などに手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。なお、信託報酬などの諸費用は、信託財産から支払われます。
- 投資信託に関する費用等は次のとおりとなります。  
<お申込手数料>基準価額に対して最大3.15%(税込) <信託報酬>純資産総額に対して最大年率2.10%(税込)  
<信託財産留保額>基準価額に対して最大0.50% <その他費用等>監査費用・組入価証券の売買の際に発生する手数料等がございます。  
なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細は当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

- 投資信託の購入を検討する際は、必ず最新の契約締結前交付書面(投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(投資信託))をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面は、当行の本支店の店頭にご用意しております。(東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。)

- 投資信託の普通分配金と売買益については、復興特別所得税を付加した10.147%(平成26年1月からは20.315%)の税金が差し引かれます。

# 少額投資非課税制度

# NISA

(日本版ISA)

2013年12月末で終了する現行の証券優遇税制に代わり、**2014年1月**より、投資収益が非課税となる新たな制度が始まります。

投資金額には上限がありますが、日本に住む20歳以上すべての方が利用することができる制度です。

## NISA (少額投資非課税制度) 6つのポイント

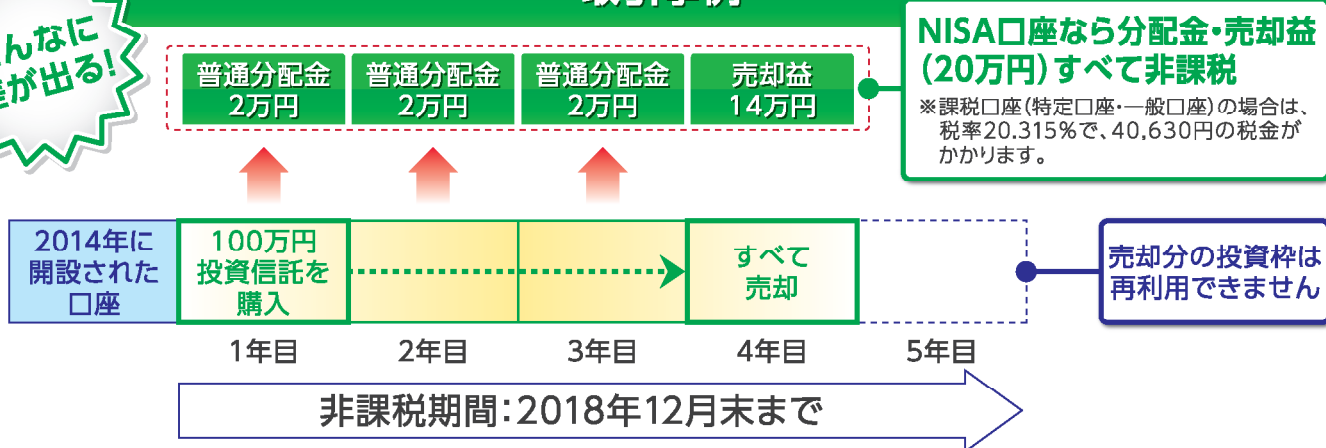
- 1 **株式投資信託・上場株式**の譲渡所得・配当所得が非課税
- 2 対象は日本に住む**満20歳以上の方**
- 3 2014年から2023年まで、**毎年上限100万円**の非課税投資枠
- 4 それぞれ投資をはじめた年から**最長5年間の非課税期間**
- 5 非課税投資枠は**最大500万円**
- 6 非課税口座の開設は**1人1口座**

「NISA (少額投資非課税制度)」の制度内容等ご不明な点についてはお近くの当行窓口までお気軽にお問い合わせください。非課税口座のご利用はぜひ仙台銀行でお願い致します。

※各年100万円の非課税口座の枠は、その年にしか使うことができません。  
※他の口座との損益通算はできません。

## 取引事例

こんなに  
差が出る!



お問い合わせは仙台銀行の窓口またはフリーダイヤルへ

仙台銀行  
ハロー資産プラザ

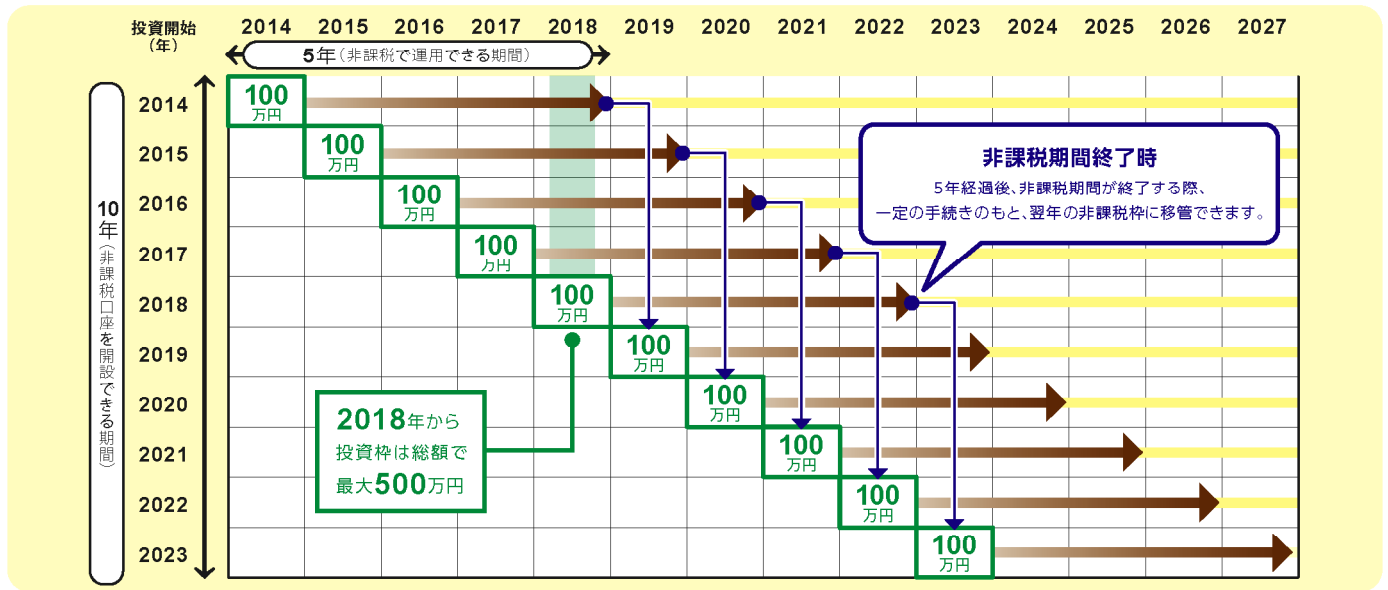


0120-8643-39

お問合せ時間/午前9時~午後6時(土・日・祝日を除きます)  
仙台銀行ホームページ/ <http://www.sendaibank.co.jp>

## 制度概要

NISA(少額投資非課税制度)は、2014年から**毎年上限100万円の非課税投資枠**を使った投資ができます。**非課税期間はそれぞれ5年目の年末まで**。2014年からNISA(少額投資非課税制度)をはじめると、2018年には投資枠の利用額は**最大500万円**になります。2014年にはじめた投資の非課税期間は2018年末で終わりますが、急いで資産を売却する必要はなく、特定口座・一般口座に移すことや、100万円を上限に2019年の非課税投資枠に移すことができます。

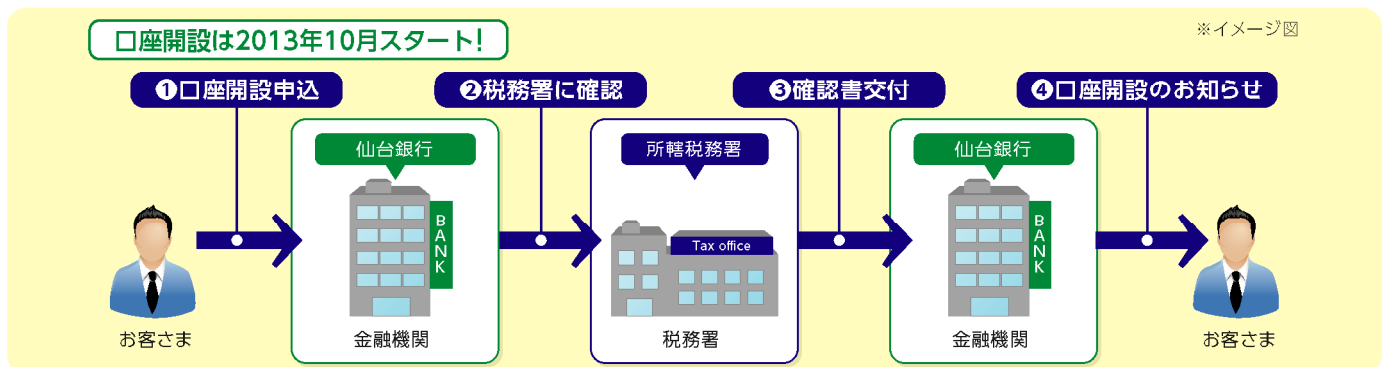


## NISA(少額投資非課税制度)スタート

	2013年1月1日～2013年12月31日	2014年1月1日～
公募株式投資信託・上場株式等の譲渡所得に係る税金	公募株式投資信託の普通分配金、売却益、償還益の税率は10.147%に軽減されています。	軽減税率は廃止になります。
公募株式投資信託(普通分配金)・上場株式等(配当金)の配当所得に係る税金	<b>10.147%</b> 所得税…7.147% 住民税…3%	<b>20.315%</b> 所得税…15.315% 住民税…5%

## 口座開設の流れ

NISA(少額投資非課税制度)口座を開設できるのは、**1人1口座**だけです。そのため、口座が重複しないように申し込みを受けた金融機関は、他社で口座が開設されていないことを所轄税務署に確認をする必要があります。そのため、口座開設には4つのステップがあります。



- 2013年1月24日公表の平成25年度税制改正大綱等信頼できる情報をもとに作成した資料であり、将来変更になる可能性があります。
- 当資料は仙台銀行がNISAについて制度開始に先立って事前にお客さまへお伝えすることを目的として作成した資料です。

### 投資信託のご注意事項

#### 【全般的事項】

- 投資信託は預金商品ではなく、当行は元本・分配金を保証しておりません。● 当行でご購入いただいた投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入者に帰属します。● 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社(運用会社)が行い、信託財産は受託銀行で分別管理されます。
- 投資信託のお取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

#### 【投資信託のリスク】

- 投資信託の主なリスクには、金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・流動性リスク・カントリーリスク・株価変動リスク等があります。また、一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものなどがあります。詳細は当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

#### 【投資信託に関する費用】

- 投資信託には、購入・募集または換金時などに手数料がかかるものや、信託財産留保額が控除されるものがあります。なお、信託報酬などの諸費用は、信託財産から支払われます。
- 投資信託に関する費用等は次のとおりとなります。  
 <お申込手数料>基準価額に対して最大3.15%(税込) <信託報酬>純資産総額に対して最大年率2.10%(税込) <信託財産留保額>基準価額に対して最大0.50%  
 <その他費用等>監査費用・組入有価証券の売買の際に発生する手数料等がございます。なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。詳細は当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。
- 投資信託の購入を検討する際は、必ず最新の契約締結前交付書面(投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(投資信託))をよくお読みになり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締結前交付書面は、当行の本店の店頭にご用意しております。(東京支店を除く全営業店にてお取扱いいたします。)
- 投資信託の普通分配金と売買益については、復興特別所得税を付加した10.147%(平成26年1月からは20.315%)の税金が差し引かれます。